

# あなたの保育所づくりしませんか キャンペーン実施

あなたの子育てを市内すべての保育所が応援します。期間中、保育所では様々な催しを行います。お気軽に保育所に出かけてみてください。

このキャンペーンは広島県内の保育所が一斉に行います。竹原市では、保育連盟・市・市内各保育所が中心となって行います。

**実施期間** 10月27日（月）～11月12日（水）

**問い合わせ** 子ども福祉室 ☎ 22-7742



（広島県の子ども元気いっぱい  
キャラクターイクちゃん）

保育所名 電話	実施日	実施内容 (実施時間 9:00～11:30)
竹原保育所 ☎ 22-2644	27日(月) 28日(火) 29日(水)	・パネルシアター ・手品 ・給食試食会(※)
吉名保育所 ☎ 25-1114	27日(月) 28日(火) 29日(水)	・手作りおもちゃで遊ぼう ・運動会ごっこ ・給食試食会(※)
東野保育所 ☎ 29-0545	27日(月) 28日(火) 30日(木)	・運動会ごっこ ・色と友だちになろう！ ・給食試食会(※)
大乘保育所 ☎ 24-1950	28日(火) 29日(水) 30日(木)	・給食試食会・パネルシアター(※) ・アロマクラフト(におい袋作り) 実費 500円(※) ・苔玉作り(※)
竹原西保育所 ☎ 22-5290	28日(火) 29日(水) 30日(木)	・運動会ごっこ ・絵本の読み聞かせ ・給食試食会(※)

保育所名 電話	実施日	実施内容 (実施時間 9:00～11:30)
大井保育所 ☎ 22-2515	29日(水) 30日(木) 31日(金)	・運動会ごっこ ・エプロンシアター・大型絵本 ・給食試食会(※)
明星保育園 ☎ 26-2845	4日(火) 5日(水) 6日(木)	・バルーンアートで遊ぼう ・フラワーアレンジメント(※) ・手作りおやつ実演と試食会
賀茂川保育所 ☎ 29-0371	4日(火) 5日(水) 6日(木)	・給食試食会(※) ・パネルシアター ・寄せ植え講座 実費 500円(※)
中通保育所 ☎ 22-2607	5日(水) 6日(木) 7日(金)	・バルーンアートで遊ぼう ・作って遊ぼう ・給食試食会(※)
忠海東部保育園 ☎ 26-0228	10日(月) 11日(火) 12日(水)	・給食試食会(※) ・花器を作って遊ぼう(※) ・運動会ごっこ

◎育児相談・育児サークルは全日程、終日行います。

※印は3日前まで予約が必要です。申込人数によっては、お断りすることがあります。

## おめでとうございます

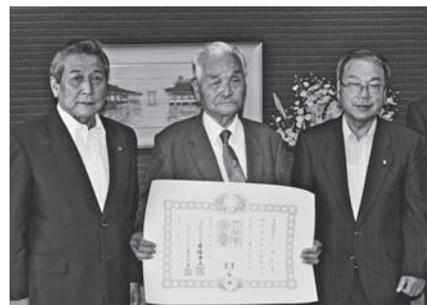
### 全国高等学校PTA 連合会会長表彰！



8月22日～23日、サンドーム福井（福井県越前市）で、第64回全国高等学校PTA連合会大会が開催され、全国高等学校PTA連合会会長表彰を竹原高等学校PTAが受けました。

平成25年度の県大会を主管し、あいサポーター研修、特別支援学校の作品展示などを組み合わせ成果の多い大会としたことなどが評価されました。

### 高齢者叙勲 受章！



元市議会議員の小迫良員さん（塩町）が、8月1日付で「旭日単光章」を受章し、9月3日、市役所市長室で伝達式が行われました。

永年わたり地域の発展に尽力された功績が認められたもので、市長から勲記と勲章が手渡されました。



## 子育て支援の更なる充実のため 「子ども・子育て支援新制度」の準備を進めています

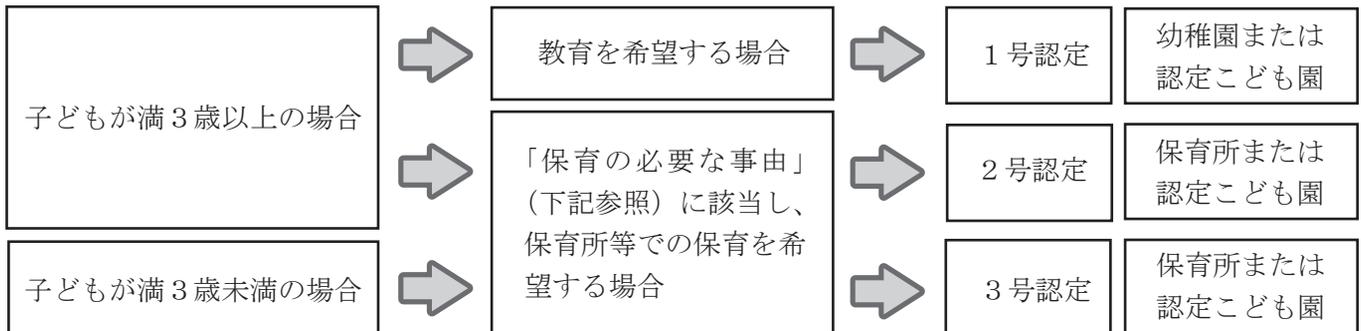


子どもが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができるように、子ども・子育てをめぐる様々な問題を改善・解決するため、来年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートする予定です。新しい制度のスタートに向け、幼稚園や保育所そして認定こども園の手続きについて紹介します。

問い合わせ 子ども福祉室 ☎ 22-7742

### ◎幼稚園・保育所・認定こども園を利用する保護者は、新たに市の認定を受けていただく必要があります。

新制度では、市が認定する3つの区分に応じて、幼稚園、保育所、認定こども園の利用先が決まります。



※認定こども園とは、幼児教育と保育を提供する、これまでの幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設です。

※公立幼稚園は、3歳になった次の年度から入園できます。

### ◎保育所・認定こども園で保育を希望する場合は「保育の必要な事由」に該当することが必要です。

#### ①保育を必要とする事由

- 就労(フルタイム、パートタイム等) ■妊娠・出産 ■保護者の疾病・障害 ■同居または長期入院等している親族の介護・看護 ■災害復旧 ■求職活動 ■就学 ■虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育している子どもがいて継続利用が必要であること ■その他、上記に類する状態として市が認める場合

#### ②保育の必要量

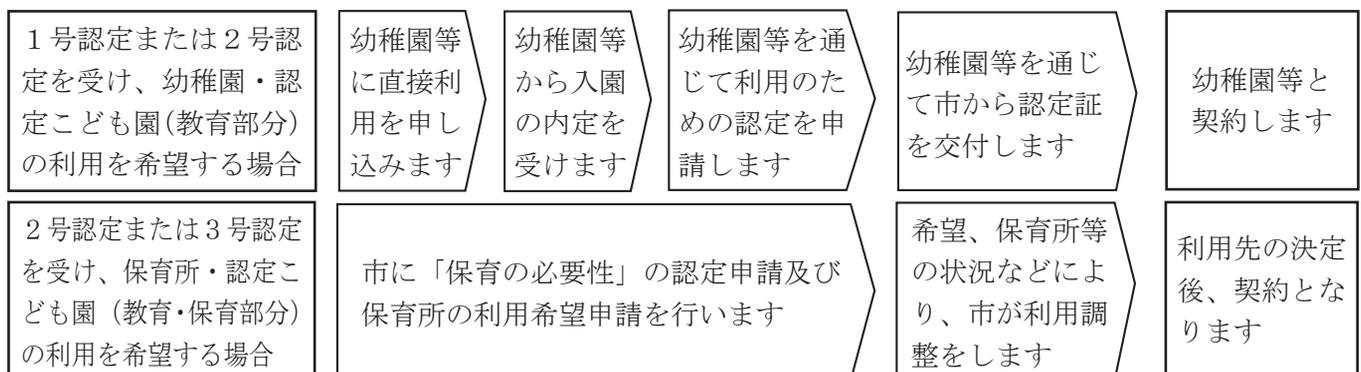
「保育を必要とする事由」を「就労」等とする場合は、次のいずれかに区分され、保育を受ける時間が決まります。

- 「保育標準時間」利用…フルタイム就労等を想定した利用時間(最長11時間)
- 「保育短時間」利用…パートタイム就労等(短い就労時間等)を想定した利用時間(最長8時間)

#### ③優先利用への該当の有無

「①保育を必要とする事由」に該当する人で、家庭の状況等により保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

### ◎利用手続きの流れ



※公立幼稚園・保育所は、平成27年1月から利用申込の受付を開始する予定です。